平成２５年（フ）第８８号
茨城県石岡市並木５番２号　コーポラス柏103号室
債務者　秋元　達也
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
千葉県長生郡長生村信友1930番地１
債務者　植草　康文
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
石川県白山市横江町907番地11
債務者　南　　博文（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
金沢市笠舞本町１丁目６番５号、従前の住所　金沢市笠舞本町１丁目６番４号
債務者　杉宮　文子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
金沢市疋田２丁目138番地２
債務者　ウラノリサイクルセンターこと　裏野　宏
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
山梨県韮崎市清哲町樋口672番地
債務者　小畑美貴子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
山梨県中央市一町畑338番地２
債務者　飯棲　絵美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
長野県千曲市大字上山田265番地１
債務者　尾崎多恵子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３４号
長野県東御市和3384番地２
債務者　渡辺真由美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６７号
長野県松本市寿北５丁目４番８号　パレス銀次郎105号、前住所長野県松本市寿北７丁目23番Ｂ―301号
債務者　奈良井賢三
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７３号
岐阜県各務原市緑苑西４丁目132番地　ドエール林201
債務者　池戸　早苗（旧姓船橋）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２３号
岐阜県本巣郡北方町北方1816番地の３
債務者　中斎　　武
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号
岐阜県本巣郡北方町北方1816番地の３
債務者　中斎　京子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
三重県鈴鹿市南玉垣町6484番地の３　ベルドリーム101
債務者　徳野　信彦
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市算所１丁目20番３号　ハレーロイヤルマンション３Ｂ、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘５丁目４番２号
債務者　髙島　直美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７３号
三重県津市神戸1893番地　ぜにやま団地11―24
債務者　坂本　晃一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９号
三重県名張市赤目町星川587番地３
債務者　林　　榮一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　津地方裁判所伊賀支部